

物品売却公告

安来市では、次の物品（車両）を地方自治法第234条第1項に基づき、一般競争入札により売り払いします。
購入を希望される方は、次の事項を確認の上、ご参加ください。

令和7年10月20日

安来市長 田 中 武 夫

1. 売り払い物件

入札件名	走行距離	現在の保管場所
消火・通報訓練指導車（島根800さ1824）	約21,952km	安来市飯島町711-1（安来市消防本部）

自動車NOx・PM法の対策地域への乗入 不適合
有効期間満了日 令和7年9月26日（車検切れ）

2. 売り払いに係る条件

- （1）現状有姿のまま、保管場所にて売買代金完納後に引渡します。
- （2）落札者は車両引渡ののち、速やかに車体本体カラーデザインを除去し、売却前の使用形態が予測不可能な状態にするとともに、完了した際はその旨を報告してください。なお、カラーデザイン除去に係る経費は落札者の負担とします。
- （3）保管場所からの移動は落札者の負担とします。売買代金完納から7日以内に移動させてください。
- （4）本物件はリサイクル料を預託済です。売買代金はリサイクル料(6,690円)を含んだ額での売買契約とします。
- （5）売買代金は売買契約締結（落札者決定後7日以内）と同時に現金にて支払うものとします。

3. 入札参加の条件

- （1）島根県に住所を置く個人、又は営業所(本店又は支店等)を有する法人を対象
- （2）入札参加者が1名の場合は入札を中止します。

4. 現地説明会

行いません。物件の現状を確認したい場合は、消防総務課まで問い合わせをお願いします（連絡先：0854-23-3430）。

5. 入札参加申込

- (1) 申込期限 令和7年11月18日(火) 15時00分(必着)
- (2) 申込方法 申込用紙に必要事項を記入の上、下記申し込み先に郵送又は持参ください。
- (3) 申込先 〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2
安来市総務部財政課入札契約係

(4) 申込に必要な書類

- ① 申込書
(安来市財政課又は安来市ホームページから入手することができます。)
- ② 申込、入札及び契約に使用する印鑑の印鑑証明書 ※1
- ③ 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書(個人の場合) ※1
- ④ 現在事項全部証明書(法人の場合) ※1
- ⑤ 安来市税納税証明書(安来市に課税がある場合のみ) ※1
- ⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書(法人の場合のみ) ※1
- ⑦ 委任状(法人で、本店でなく支店等で入札及び契約を希望する場合)
※1 各種証明書は提出日の3か月以内に交付されたもので写しは不可です。

(5) 注意事項

- ① 入札に参加を希望される方は、必ず参加申込をしてください。
- ② 法人で、本店でなく支店等で入札及び契約を希望する場合は、申込書に委任状を添付してください。
- ③ 参加申込に係る経費の負担は入札参加者の負担とします。

6. 入札および開札

- (1) 日時 令和7年11月25日(火) 10時00分
- (2) 場所 安来庁舎2階201会議室
- (3) 注意事項
 - ① 入札回数は、再度入札を含め3回までとします。
 - ② 電話、FAX、郵便及びインターネットを利用した入札は不可です。
 - ③ 入札時刻に遅参した場合は、失格とします。
 - ④ 入札書には、消費税の課税事業者、免税業者を問わず、消費税及び地方消費税並びにリサイクル料金を除いた金額を記載してください。

7. 入札に参加できない者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により、入札に参加することができないとされた者
- (3) 安来市税について未納の徴収金がある者
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- (5) 地方自治法第238条の3に該当する者
- (6) 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- (7) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) (6)～(10)の各号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

8. 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び安来市契約規則第10条各号に該当する入札。

9. 落札者の決定方法等

- (1) 入札終了のうへは即時開札し、予定価格以上の価格であつて最高価格を入札された方を落札者とします。
- (2) 最高価格を入札された方が2名以上の場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定します。
- (3) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の8第2項の規定により一度提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができませんので、注意してください。
- (4) 売買代金は、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額となります。
- (5) 売買契約は、落札者決定後7日以内に締結します。

10. 入札時に持参するもの

- (1) 印鑑（実印）※申込時に提出した印鑑証明書のもの
- (2) 筆記用具（消せるものは不可）
- (3) 入札書 ※財政課又は安来市ホームページから入手ください。
- (4) 代理人による入札の場合は、委任状とその代理人の印鑑

11. 入札保証金

免除します。

12. 契約保証金

免除します。

13. その他

ご不明な点は、安来市総務部財政課入札契約係（0854-23-3037）までお問い合わせください。